

豊栄そよかぜ号及び安芸津海風バス導入車両の 移動円滑化基準適用除外認定申請について

令和7年10月22日提出

東広島市地域公共交通会議
会長 塚井 誠人

1 提案理由

有限会社豊栄交通が運行を行うコミュニティバス「豊栄そよかぜ号」及び、芸陽バス株式会社が運行を行うコミュニティバス「安芸津海風バス」の路線において、常用車の老朽化に伴い、「豊栄そよかぜ号」はハイエースからノアへ、「安芸津海風バス」は同車種のハイエースへ入れ替えを行う予定である。当該車両は、移動円滑化基準に適合させるための改造が構造上、困難であることから、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」第3（4）の「車両総重量5 t以下であって乗車定員が23人以下の自動車」として移動円滑化基準適用除外認定申請を行うにあたり、合意を求めるものである。

2 豊栄そよかぜ号及び安芸津海風バス導入車両の移動円滑化基準適用除外認定申請について 別紙「資料4」のとおり

豊栄そよかぜ号及び安芸津海風バス導入車両の移動円滑化基準適用除外認定申請について

1 移動等円滑化基準の適用除外とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)において、車両の新規導入の際には、低床や、車いすを利用した乗車ができることといったバリアフリー基準への適合が義務付けられている。

しかし、想定される利用者数、道路や地形上の問題等により、バリアフリー基準を満たすことが困難である場合、車両総重量が5 t以下であって乗車定員が23人以下の自動車については、地域公共交通活性化協議会(地域公共交通会議)の協議を調べ、地方運輸局(広島運輸支局)に申請し認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となる。

2 移動円滑化基準適用除外認定申請の理由

有限会社豊栄交通が運行する「豊栄そよかぜ号(市委託)」及び芸陽バス株式会社が運行する「安芸津海風バス(市委託)」について、いずれも現行車両の老朽化に伴い使用車両の入替を予定している。

導入予定車両(ノア、ハイエースコミューター)は、移動円滑化基準に適合させるための改造が構造上、困難であることから、各運行事業者が「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」第3(4)の「車両総重量5 t以下であって乗車定員23人以下の自動車」として、移動円滑化基準適用除外認定申請を行う。

3 適用除外認定を受ける車両の仕様

(1) 車種、車名・型式及び車台番号

① 豊栄そよかぜ号

車種、車名・型式及び車台番号

車種・型式・車台番号		備考
車種	ノア(乗車定員:7人)	現行車両の老朽化に伴い新車両への入替を行う
車名・型式	トヨタ・6AA-ZWR80W	
車台番号	ZWR80-0460837	
運行開始予定時期	R7.12~R8.1月頃	

※豊栄そよかぜ号は、車両入れ替えにより、乗車定員が10人から7人に変更あり。

令和5年度全体の1日あたりの平均利用者数は「5.7人」であり、1便あたり平均利用者数の多いところでも「3.5人」であるため、車両入替により乗車定員が減っても問題ないと思われる。(1日あたり便数:8~17便)

② 安芸津海風バス

車種、車名・型式及び車台番号

車種・型式・車台番号		備考
車種	ハイエース（乗車定員：14人）	現行車両の老朽化に伴い新車両への入替えを行う
車名・型式	トヨタ・3DF-GDH223B	
車台番号	GDH223-2009173	
運行開始予定時期	R7.11～R7.12月頃	

※安芸津海風バスは、車両入替による乗車定員の変更なし。

(2) 配置する車両の外観

① 豊栄そよかぜ号

購入前のため掲載なし

② 安芸津海風バス

現行車両と同車種へ入れ替え予定（写真は現行車両）

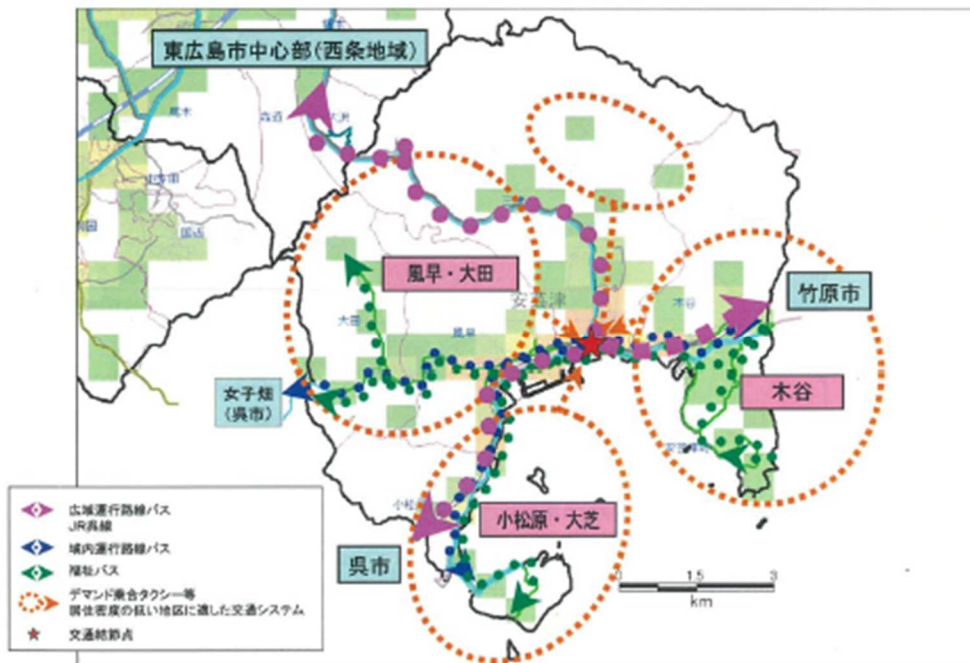


(3) 運行を行う経路

① 豊栄そよかぜ号



② 安芸津海風バス



(4) 使用者（運行事業者）

① 豊栄そよかぜ号

住所：広島県東広島市豊栄町清武20-4

会社名：有限会社豊栄交通

② 安芸津海風バス

住所：広島県東広島市西条西本町21番39号

会社名：芸陽バス株式会社

(5) その他

① 豊栄そよかぜ号

今回新たに配置する車両により事業自動車の数並びにその常用車及び予備車別の数並びにこれらのうち乗車定員14人未満の事業用自動車の数は下記のとおり変更はない。

(旧)

	常用車	予備車	合計
本社営業所	2	2	4
	乗用併用 0台	乗用併用 2台	

(新)

	常用車	予備車	合計
本社営業所	2	2	4
	乗用併用 1台	乗用併用 2台	

また、「豊栄そよかぜ号」へ配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるもの当該長さ、幅、高さ又は重量については下記のとおり。

長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	車両総重量 (kg)
5.38	1.88	2.30	2,780

② 安芸津海風バス

今回新たに配置する車両により事業自動車の数並びにその常用車及び予備車別の数並びにこれらのうち乗車定員14人未満の事業用自動車の数は下記のとおり変更はない。

(旧)

	常用車	予備車	合計
西条営業所	2	1	3

(新)

	常用車	予備車	合計
西条営業所	2	1	3

また、「安芸津海風バス」へ配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるもの当該長さ、幅、高さ又は重量については下記のとおり。

長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	車両総重量 (kg)
5.38	1.88	2.28	3,055

4 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

① 豊栄そよかぜ号

- ・第37条第2項第2号 乗降口スロープ
- ・第39条 車いすスペース
- ・第40条第1項 通路有効幅
- ・第40条第2項 通路手すりの設置
- ・第41条第1項 車内情報設備
- ・第41条第2項 車外放送設備

② 安芸津海風バス

- ・第37条第2項第2号 乗降口スロープ
- ・第39条 車いすスペース
- ・第40条第1項 通路有効幅
- ・第40条第2項 通路手すりの設置

5 車椅子等を利用されるバス利用者への対応

① 豊栄そよかぜ号、②安芸津海風バス

車椅子利用者等、当該車両の利用に困難が想定される利用者については、可能な限り乗務員が介護等の対応を行うが、乗務員で対応が困難な場合は介護タクシー等の利用対応をお願いする。

6 その他

① 豊栄そよかぜ号

行先表示・前面・側面あり
筆話用の紙とボールペンを車内に常備する。

② 安芸津海風バス

車内情報装置の設置あり
車外放送装置の設置あり
行先表示・前面・側面・後面あり
筆話用の紙とボールペンを車内に常備する。

7 スケジュール

① 豊栄そよかぜ号

- ・ R7.8 月末「車両購入補助金申請」済み（広島県へ）
- ・ R7.10.22 東広島市地域公共交通会議での審議
- ・ R7.10 月下旬 車両納車予定
- ・ R7.11 月 「移動円滑化基準適用除外認定申請」予定（広島運輸支局へ）
↓ [※審査約1か月間]
- ・ R7.12 月 広島運輸支局の認定がおり次第、「補助金事業実績報告」予定（広島県へ）
- ・ 車両登録後、使用開始予定

② 安芸津海風バス

- ・ R7.1 月末 車両購入発注
- ・ R7.10.22 東広島市地域公共交通会議での審議
- ・ R7.10 月下旬～11 月上旬「移動円滑化基準適用除外認定申請」予定（広島運輸支局へ）
↓ [※審査約1か月間]
- ・ R7.11 月中旬～12 月上旬 広島運輸支局の認定がおり次第、車両登録手続
- ・ 車両登録後、使用開始予定